

福岡市保育所等給食支援費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、保育施設において、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施のほか、保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について、福岡市保育所等給食支援費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第35条第4項の規定により設置された保育所をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園

法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(3) 地域型保育事業を行う施設・事業所

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

(4) 認可外保育施設

法第59条の2第1項に基づく届出を行っている認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）をいう。

(5) 各種学校

満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条の規定により設置された各種学校をいう。

(6) その他施設

福岡市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱に基づき、対象施設等として決定されている施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和4年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行った保育所等に対し、給食費に係る物価高騰対策として実施する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助対象者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して最も少ない額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第5条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第3条の事業を実施する保育所等を設置運営する法人その他団体の代表者又は個人（以下「保育所等設置者」という。）であること
- (2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (3) 本市の市税を滞納していないこと

(申請の手続)

第6条 保育所等設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市保育所等給食支援費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、申請しなければならない。

(決定の通知等)

第7条 市長は、運営者から補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付する旨の決定を行った上で、当該申請者に対し、決定の内容及び交付の条件について、福岡市保育所等給食支援費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(状況の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときには、速やかにその状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、福岡市保育所等給食支援費補助金実績調査報告書(様式第4号)を作成するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市保育所等給食支援費補助金確定通知書(様式第5号)により速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、本要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の時期)

第14条 市長が補助事業者へ交付する補助金は、第12条第1項の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、事前に交付するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(期間)

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の廃止後もなおその効力を有する。

別表

基準額	対象経費
<p>1 施設あたり 基本単価750円 (※) × 各月 初日時点の利用児童数 × 月数</p> <p>※副食のみを提供する場合は 450円</p>	<p>(1) 令和3年4月1日までに開設された施設</p> <p>アとイの差額に12を乗じたものに令和4年4月から 令和5年3月の初日利用児童数の平均を乗じた額</p> <p>ア 令和4年4月から令和5年3月分の給食材料費 総額 (外部委託、外部搬入による給食提供費用を 含む) ÷ 12 ÷ 各月の利用児童数平均</p> <p>イ 令和3年4月分から令和4年3月分の給食材料 費総額 (外部委託、外部搬入による給食提供費用 を含む) ÷ 12 ÷ 各月の利用児童数平均</p> <p>(2) 令和3年4月2日以降に開設された施設</p> <p>基準額と同額</p>